平成２２年（フ）第４９号
横浜市金沢区六浦南４丁目20番１―213号
債務者　嵯峨　康則
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５３号
神奈川県海老名市社家1179番地の８
債務者　末金　泰子（旧姓山崎）
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５４号
横浜市磯子区森１丁目５番21―1013号
債務者　芳谷　佳奈
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月７日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７４号
神奈川県茅ヶ崎市浜見平７番１―306号
債務者　鈴木　紫朗
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０９号
横浜市磯子区滝頭３丁目９番４号　成田荘201号
債務者　大勝　幸江
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２１６号
横浜市瀬谷区二ツ橋町4770番地２
債務者　丹　奈緒美（旧姓鴻巣）
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２０２９５号
東京都品川区南大井３丁目６―４―701
債務者　志津絵美子
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月８日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４号
東京都品川区東品川３丁目９番16―802号
債務者　宮永真奈美
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３７号
東京都豊島区南池袋４丁目８番４号
債務者　畠山　拓士
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第３５８８号
神奈川県高座郡寒川町岡田５丁目７番３号
債務者　横野　　薫
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４１２号
釧路市星が浦大通１丁目３番38号
債務者　佐々木園芸生花センターこと　佐々木信介
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月14日午後２時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第１１号
青森市小柳４丁目２番７号　ハイセレール小柳202号
債務者　安達　有紀
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月15日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第９号
栃木県小山市美しが丘１丁目15番地11
債務者　渡部　久子
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第１５号
栃木県小山市城山町２丁目５番30号　グランドハイツ城山502号室
債務者　中嶋　洋一
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第２５号
川崎市麻生区百合丘３丁目20番地３　第２田中ハイム103、前住所横浜市金沢区釜利谷東４丁目２番41号　芳垣荘101
債務者　宮林　知広
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１７２３号
東京都江戸川区江戸川６丁目33―41―303
債務者　山本　　仁
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午前11時
東京地方裁判所民事第20部